

健康増進アプリ導入・運用保守業務委託仕様書

1. 基本事項

(1) 業務名

健康増進アプリ導入・運用保守業務委託

(2) 目的

摂津市では、まちごと元気！健康せつつ21（第3次摂津市健康増進計画）（以下、「計画」という。）の基本理念である「みんなで支え合い、まちごと元気に健康でこころ豊かに生活できる活力のあるまちの実現」の推進を図るための一つの施策として、スマートフォン用の健康増進アプリ（以下「アプリ」という。）を導入し、デジタル技術を活用した健康づくりの取組を推進する。

アプリを活用することで、計画の基本方針4 自然に健康になれる環境づくりの健康増進のための環境づくりを推進し、健康無関心層の行動変容の促進、楽しみながら継続的に日々の健康づくりに取り組む市民の増加を目的とする。

(3) 対象

18歳以上の市民及び市内事業者等へ勤務する者

参加想定人数	令和8年度末時点	1,500名(アプリ登録者数)
	令和9年度末時点	2,000名(")
	令和10年度末時点	2,500名(")

2. 本調達の要件

(1) 履行期間

- 1 初期構築作業：契約締結日から令和8年6月30日まで
- 2 アプリ提供：令和8年7月1日から令和11年3月31日まで

(2) 委託料

1 初期費用

システム導入にあたり構築費用（初期費用）が必要な場合は提案書に明記すること。

2 利用料金

本システムの運用・保守費用を含む利用料金の月額費用を記載すること。ただし、利用料金の支払いについては、本格稼働後から開始するものとする。

3. 業務内容

(1) アプリ要件

原則既存の製品をベースとして構築するものとし、以下の条件を満たすものとする。

- 1 Android、iOS のアプリを提供する正規のストアに登録し、利用者が無料でアプリをダウンロードできること。
- 2 歩数計測機能は、本アプリ単体で完結し、利用者が別途サードパーティ製のアプリ（例：Google Fit など）をインストールする必要がないこと。ただし、利用者が求める場合によっては、ヘルスコネクトや iOS ヘルスケアアプリとの連携も可能であること。
- 3 安定した稼働実績があること。
提案によっては、他市実績や、導入するアプリについての利用実績に伴う効果、検証結果等を示すこと。また、アプリを活用することで、計画の基本方針 4 のほか、計画の推進に寄与する内容がある場合は明示すること。
- 4 月 1 回程度バージョンアップ（機能改善、バグ対応等）が行われており、常に最新のシステムが利用できること。提案によっては、より良い運用のための工夫が分かるよう直近 1 年間のアプリアップデート回数等の実績を示すこと。

(2) 機能要件等

様式 2 「機能要件一覧」のとおり。

(3) 健康ポイントの付与及び電子ポイント等の交換等の調達や送付

利用者が、歩数・検（健）診の受診・各種イベント参加・地域活動や通いの場への参加などに応じたポイント付与機能を搭載し、市が指定した期日までアプリを使用し、取得したポイントに応じて、景品等を利用者へ送付できるものとする。

なお、景品等の内容及び提供方法とその時期については、市に提案するものとする。ただし、景品等は事務負担軽減のため、原則デジタル完結型とすること。

令和 8 年度は事業開始が 7 月以降となるため、市民への金銭的インセンティブ費用上限は 750 千円。令和 9 年度以降は、1,000 千円とする。また、インセンティブ付与に係る手数料等は別途見込むこと。

- (4) 利用者拡大、継続利用への対応
- 1 アプリの周知
令和7年度に実施している摂津市健幸マイレージ事業への参加者が、新たな健康アプリ事業に円滑に移行できるよう周知すること。
また、無関心層へのアプリの効果的な広報手法等について市へ提案を行い、承認を得たものに関し実施すること。
(参考) 令和7年度実施事業 健幸マイレージ参加者数 約2,200名
 - 2 事業周知チラシ・ポスターの作成
チラシ : サイズ A4 両面 フルカラー
自治会回覧に必要な部数 約3,000部 2回分を想定
ポスター : サイズ A1 片面 フルカラー
市内公共施設等に掲示用として約100部の作成を想定
 - 3 研修
アプリ利用者の拡大のために、職員及びアプリ推進員を育成する研修を実施すること。(開催方法は問わない)
 - 4 操作説明会
対面での講座を開催し、操作に不安を感じる市民に対して、丁寧にサポートする機会を提供すること。特に初年度は手厚いフォロー体制を構築すること。
なお、実施箇所は市と協議のうえ、公民館等の公共施設を活用できる。対面での説明会開催回数は、令和8年度30回、令和9年度20回、令和10年度20回程度をそれぞれ想定した内容とすること。
 - 5 継続支援
利用者が社会参加や健康習慣を維持していくための機能をアプリ内に有していること。また、利用者の継続意欲を高める施策を実施すること。
- (5) 効果検証
アプリの登録者数及び利用継続率、利用状況、健康データを分析し、事業の効果測定や改善を行うこと。
- (6) システム構成・セキュリティ要件
アプリのシステム構成はデータセンターにサーバ等を設置し、ネットワーク経由で利用するクラウド型とする。サーバ機器等の具体的な構成については、本仕様において求める要件を満たすように構成するものとし、市と協議のうえ設計を行うこと。
- 1 サーバ等システム運用に係る機器は、ISO27001を取得もしくは同等のレベルを担保しているインターネットデータセンター等施設に設置すること。なお、データセンター及びサーバ等の機器は一体的な管理を行うこと。

- 2 システム運用時間は、原則 24 時間 365 日とすること。ただし、実際の運用時間に関しては市と受託者が協議の上決定する。
 - 3 システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性を持たせること。
 - 4 サーバダウン等のトラブルが発生した場合でも速やかにサービス復旧の措置を講じること。
 - 5 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。
 - 6 ネットワーク通信は、SSL 適用等を使用すること。
- (7) 運用・保守体制
- 1 運用期間
本アプリは、令和 8 年度から令和 10 年度末までの利用を前提としており、利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
 - 2 問い合わせ窓口
職員及び利用者による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。
電話での問合せ：平日の午前 10 時から午後 5 時まで
アプリ内での問合せ：常時
 - 3 緊急時の対応
問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置すること。
 - 4 保守体制
通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。
 - 5 障害対応
障害時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに市に対し報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を市へ提出すること。
 - 6 アプリストアレビュー対応
アプリストア（App Store、Google Play ストア）に投稿されるレビューを定期的に確認し、適切な対応を行う体制を整備すること。
- (8) 成果物
- 受託者は、本業務の趣旨に基づき、次のとおり成果物を作成し、市へ提出すること。なお、提出形式等は別途協議の上決定するものとする。
- 1 アプリ操作マニュアル等
 - 2 管理画面運用マニュアル等
 - 3 実施結果データ及び分析等報告書
 - 4 事業周知チラシ・ポスター
 - 5 その他、アプリ運用に必要な資料

4. スケジュール

- (1) システム開発期間
契約締結後から令和8年6月30日まで
- (2) コールセンター業務
システム運用開始日から令和11年3月31日まで
- (3) 参加者登録
システム運用開始日から令和11年2月28日まで
- (4) 景品交換
各年度3月中に景品交換
- (5) 効果検証期間
運用開始から令和10年度末までの年度ごとに評価

5. 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了又は解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

6. 再委託の禁止

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、市の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託したときは、本仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

7. 委託期間終了後の対応

終了時のデータ取扱いについては、市の指示に従うものとする。

8. 委託料の支払い

年度毎に事業終了後、請求に基づき委託料を支払うものとする。

9. その他

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項（仕様変更、機能追加等）で協議の必要がある場合は、市と協議を行うこと。